

参考資料

内部質保証に係る点検状況について

令和7年2月

滋賀大学

目 次

I. 点検・評価項目（新規項目）の点検結果（該当部局のみ）

- 1. 教育・学生支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 機構以外の全学委員会等・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II. 昨年度改善計画の進捗状況（該当部局のみ）

- 1. 教育・学生支援機構
 - ア. 全学担当分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 機構以外の全学委員会等・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

別表…滋賀大学における内部質保証に関する体制

内部質保証に係る点検について

「内部質保証」とは、大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育研究等の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指します。

本学では、平成31年4月1日付で「国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針」を定め、大学評価基準(※1)に準じた点検項目に基づく自己点検を毎年度実施しています。

令和5年度においては、より質を向上させるための評価項目の追加を行うとともに、令和3年度に受審した大学機関別認証評価(※2)を踏まえ、過去の改善計画の進捗状況（フォローアップ）を中心に点検を実施しました。

※1…大学の学位課程における教育活動を中心として、大学設置基準等の法令適合性を含めて、大学として適合していることが必要と考える内容を示したもの

※2…学校教育法に基づき、教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているかを認定する評価制度（7年以内ごとに受審）

I. 点検・評価項目（新規項目）の点検結果

1. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（教育・学生支援機構担当）の点検結果

大項目 NO	点検・評価項目（大項目）	詳細 NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
③	学位授与方針が具体的かつ明確であること	③ 1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ・学生の学習の目標となっていること ・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのか具体的に示されていること	学部・研究科	○			
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④ 1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目（詳細）本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	学部・研究科	○			
		④ 2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	学部・研究科	○			
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤ 1	教育課程の編成が、体系的を有していること	・教育課程の体系性については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 ・教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保されていることを確認する。	学部・研究科	○			
		⑤ 2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45 時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	学部・研究科	○			
		⑤ 3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。	学部・研究科	○			

大項目 NO	点検・評価項目（大項目）	詳細 NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合は、その理由	改善計画	その他特記事項
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	⑥1	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	学部・研究科	○			
		⑥2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 ・10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。	学部・研究科	○			
		⑥3	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	学部・研究科	○			
		⑥4	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。 ※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能 ※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても分析	学部・研究科	○			
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。 ※成績評価基準は、教育課程方針に明記されていることも想定される。 ※学習成果の評価の方針は別途確認。	学部・研究科	○			
		⑧2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	学部・研究科	○			

大項目 NO	点検・評価項目（大項目）	詳細 NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑨	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	⑨-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	学部・研究科	○			
		⑨-3	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	学部・研究科	○			

2～5. 情報機構、研究推進機構、国際交流機構、産学公連携推進機構

令和6年度報告項目なし

6. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（機構以外の全学委員会等）の点検結果

大項目 NO	点検・評価項目 (大項目)	詳細 NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	内部質保証実施主体			点検結果	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	その他特記事項
					担当理事	担当組織	担当課				
⑧	学生受入方針が明確に定められていること	⑧-1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容 ・入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか ・特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持つて多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）	副学長（入試）	入学試験委員会	入試課	○			

II. 昨年度改善計画の進捗状況

1. ア. 点検・評価項目（教育・学生支援機構担当）に係る昨年度（R5）改善計画の進捗状況（全学担当分）

大項目 NO	点検・評価項目 (大項目)	詳細 NO	点検・評価項目 (詳細)	分析手順	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	確認 年度	進捗状況	進捗状況報告
⑬	「データサイエンス×経済・教育(DS×E2)高度専門人材養成プログラム」の実施状況及び改善・向上に向けた取り組みの実施状況が適切な水準であること	⑬-1	プログラムの実施状況及び改善・向上に向けた取り組みの実施状況がデジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業申請書に記載した内容に照らして成果をあげていること	・各年度の実施計画の達成・進捗状況を確認する。 ・事業実施における運営体制・自己評価の実施体制を確認する。 ・取組の継続・事業成果の普及に関する実施状況を確認する。 ・デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業委員会（日本学術振興会）より付された留意事項及び参考意見への対応状況を確認する。 ・達成目標、アウトプット・アウトカムと評価指標の達成状況（プログラムの修了者の進路・活躍状況、産業界等外部からの評価含む）を確認する。	各点検項目の平均は3.18（1～5の5段階評価）であり、大学院経営分析学演習室をはじめとする施設設備、経済学研究科改組に係る文科省申請作業、教育学研究科プログラム開始にむけた教育委員会との協議などについて順調に進捗はしているものの、各科目内容の具体化、学内事業実施体制の整備、外部評価体制の構築等について今後のさらなる進捗が望まれる。	令和6年度の経済・教育両プログラム開始に向けて、教材開発等を進めるとともに、特任教員採用等の学内事業実施体制の整備を進める・また、経済学研究科・教育学研究科それぞれで外部評価体制の構築を進める。	R5	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	経済学研究科においては、令和6年度からの経済学研究科博士前期課程「経営分析学専攻」の設置が認められ、本事業を推進する特任教員を2名採用し、令和6年4月1日付けでさらに2名採用することが決定した。そして、教育学研究科においても、専修免許状に「教育データサイエンス」を付記する履修プログラム「教育データサイエンス人材育成プログラム」を整備し、特任教員2名を採用し、事業実施体制が整備できた。経済学研究科では、外部評価委員2名を委嘱して点検評価を実施し、教育学研究科では、令和6年度中に教職大学院運営連絡会による外部評価を検討している。
⑭	リベラルアーツ・STEAM教育に関する取り組みの実施状況が適切な水準であること	⑭-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、リベラルアーツ・STEAM教育に係る方針を作成し、カリキュラム研究・開発・普及に関する取り組みを実施していること	・リベラルアーツ・STEAM教育に係る方針の作成状況、計画の進捗状況を確認する。 ・授業科目の開設状況を確認する。 ・学生アンケート等により、教育プログラムの学修成果について確認する。 ・リベラルアーツ・STEAM教育の普及に関する取り組みの実施状況を確認する。	令和4年度にリベラルアーツ教育に改革したばかりであり、アンケート収集、学修成果の確認は今後の課題である。また、リベラルアーツ・STEAM教育の推進に係る方針を作成したところであるが、今後クリエイティブ・スタディーズ分野を中心とした科目開発が望まれる。	学生アンケートの収集、学修成果の確認に向け、アンケート収集方法等の検討を進める。クリエイティブ・スタディーズ分野を中心とした科目開発の検討を進める。	R5	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	授業評価アンケートの項目を全学部で共通化し、令和6年度から実施することとなった。クリエイティブ・スタディーズ分野において、新たな領域「融合」を設定し、令和6年度から新規科目「リベラルアーツ総合探究Ⅰ・Ⅱ」を開講することとなった。

2. 点検・評価項目（機構以外の全学委員会等）に係る昨年度（R5）改善計画の進捗状況

大項目 NO	点検・評価項目 (大項目)	詳細 NO	点検・評価項目 (詳細)	分析手順	内部質保証実施主体			点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	確認 年度	進捗状況	進捗状況報告
					担当理事	担当組織	担当課					
⑥	法令等が公表を 求める事項を公表していること	⑥-1	法令等が公表を求め る事項を公表していること	・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。	理事（総務・企画）		広報課	教育情報について、いずれが法令で求める情報であるのか、わかりやすい形で公表されていない。また、自己点検及び評価の結果について、法令で求める形でわかりやすく公表されていない。一部教員の学位及び業績について公表されていない。	教育情報、自己点検及び評価の結果について、法令で求める情報をわかりやすく整理し、大学ホームページで公表する。教員の学位及び業績について公表されるように教員情報管理システムへの入力を促す。	R2 ☐ ☒ ☐ ()	検討中 対応中 対応済 その他	教育情報の公表について、「学校教育法施行規則第172条の2に係る教育情報の公表」のページを新たに作成し、法令で求める情報をわかりやすく整理・公表した。教員の学位及び業績について、教員情報管理システムへの入力を引き続き促している。
⑥	法令等が公表を 求める事項を公表していること	⑥-1	法令等が公表を求め る事項を公表していること	・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。	理事（総務・企画）		広報課	一部教員の学位及び業績について公表されていない。	教員の学位及び業績について公表されるように教員情報管理システムへの入力を促す。	R5 ☐ ☒ ☐ ()	検討中 対応中 対応済 その他	教員情報管理システムにおいて、公表される様に定期的にチェックを行い、記載のない教員に対して入力依頼を行っている。
								経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、特別支援教育専攻科において「0.7 倍未満」であり「大幅に下回る」	志願者増、入学者増を図るため、広報活動等の見直しなどの方策を検討する	R1 ☐ ☒ ☐ ()	検討中 対応中 対応済 その他	経済学研究科において大学院改革検討ワーキンググループを立ち上げ、カリキュラム改革の検討を実施中である。博士前期課程においては2022年度から新カリキュラムに移行予定である。特に、社会人1年制（ビジネス・データサイエンス専修プログラム）の導入を目指す。博士後期課程においては3ポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の見直しを図る。特別支援教育専攻科においてはホームページの見直しを行う。
								経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、特別支援教育専攻科において「0.7 倍未満」であり「大幅に下回る」	志願者増、入学者増を図るため、カリキュラム、広報活動等の見直しなどの方策を検討する	R2 ☐ ☒ ☐ ()	検討中 対応中 対応済 その他	経済学研究科において、カリキュラム改革の検討をすすめるとともに、博士前期課程および博士後期課程のアドミッションポリシーの見直しを行った。特別支援教育専攻科においては、ホームページの見直しを行った。また、志願者増を図るため、今後、現職教員派遣増について滋賀県教育委員会に折衝するとともに、社会福祉施設等、特別支援教育に関わりのある施設等に募集を促す。
								経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、特別支援教育専攻科において「0.7 倍未満」であり「大幅に下回る」。	志願者増、入学者増を図るため、カリキュラム改革を行い、広報活動等の見直しなどの方策を検討する。	R3 ☐ ☒ ☐ ()	検討中 対応中 対応済 その他	経済学研究科（博士前期課程）については、①オンライン入学説明会の回数増加（年4回開催）、②大学院受験予備校への入学案内・入試要項の送付、③陵水会・経済経営研究所のSNSによる情報提供を行い、広報活動を強化した。また、受験生と指導希望教員とのミスマッチ解消策を検討中である。さらに、博士前期課程については、3月にオンラインでの追加入試を実施し、未入国留学生の受験機会と入学可能性を担保した。博士後期課程については、4名の入学があり（合格者は6名）、定員充足状況についてやや改善傾向がみられる。特別支援教育専攻科において、志願者増を図るため、今後、現職教員派遣増について滋賀県教育委員会に折衝するとともに、社会福祉施設等、特別支援教育に関わりのある施設等に募集を促す。

2. 点検・評価項目（機構以外の全学委員会等）に係る昨年度（R5）改善計画の進捗状況

大項目 NO	点検・評価項目 (大項目)	詳細 NO	点検・評価項目 (詳細)	分析手順	内部質保証実施主体			点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	確認 年度	進捗状況	進捗状況報告
					担当理事	担当組織	担当課					
⑩	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	⑩-1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。 ※学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3 倍以上」、又は「0.7 倍未満」の場合は、「大幅に超える」、又は「大幅に下回る」とする。	副学長（入試）	入学試験委員会	入試課	経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、特別支援教育専攻科において「0.7 倍未満」であり「大幅に下回る」。	志願者増、入学者増を図るため、カリキュラム改革を行い、広報活動等を見直しなどの方策を検討する。	R4	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	経済学研究科（博士前期課程）については、①前年度に引き続き、入試説明会の回数の増加、入試案内の動画の配信などで本研究科の広報活動を充実した。②受験生と指導希望教員とのミスマッチ解消策の一環として、「研究テーマ及び著作リスト」のフォーマットを改訂し、指導可能なテーマなどの情報を追加した。③受験生の便益を図るため、HPの入試情報の改修、会計学などのサンプル問題の公開などを行った。 博士後期課程については、4名の入学があり、現状定員充足に問題はない。 特別支援教育専攻科において、志願者増を図るため、現職教員の派遣増について滋賀県教育委員会に折衝した。今後も現職教員派遣増について滋賀県教育委員会に折衝するとともに、社会福祉施設等、特別支援教育に関わりのある施設等に募集を促す。
								経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）において「0.7 倍未満」であり「大幅に下回る」。	志願者増、入学者増を図るため、カリキュラム改革を行い、広報活動等を見直しなどの方策を検討する。	R5	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	令和6年度入試では入学定員32名のところ33名が合格し、うち30名が入学した。
								特別支援教育専攻科において「0.7 倍未満」であり「大幅に下回る」。	志願者増、入学者増を図るため、カリキュラム改革を行い、広報活動等を見直しなどの方策を検討する。	R5	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	特別支援教育専攻科において、志願者増を図るため、現職教員の派遣増について滋賀県教育委員会に折衝した。今後も現職教員派遣増について滋賀県教育委員会に折衝するとともに、社会福祉施設等、特別支援教育に関わりのある施設等に募集を促す。

滋賀大学における内部質保証に関する体制

目標計画・評価委員会

統括責任者：学長
自己点検・評価の責任者：各担当理事・副学長
改善・向上活動の責任者：各担当理事・副学長

◆大学の諸活動の有効性の検証

【大学評価基準 1-1～1-3、2-1～2-5】

- ①全学における内部質保証に関する方針・体制の整備
- ②機構以外の内部質保証に係る点検項目の設定
- ③全学における自己点検・評価結果の検証、改善計画の検証、改善計画の進捗状況の検証、改善指示
- ④全学における内部質保証システムの有効性・効率性の確認
- ⑤自己点検・評価報告会の開催（年1回）

自己点検・評価報告会（年1回開催）

（自己点検結果をステークホルダーに公表）

役員会
経営協議会
教育研究評議会

実績報告

改善指示

自己点検・評価結果、
改善計画、改善計画
の進捗状況の報告点検項目設定・
改善指示質保証対象：教育
教育・学生支援機構会議

教育の内部質保証責任者：
教育・学生支援機構長
（教育・研究担当理事）

◆教育活動の有効性の検証

【大学評価基準 6-1～6-8、4-1～4-2】

- ①教育の内部質保証に関する方針・体制の整備
- ②教育の内部質保証に係る点検項目の設定
- ③教育課程及び各部門等における自己点検・評価結果の検証、改善計画の検証、改善計画の進捗状況の検証、改善指示
- ④目標計画・評価委員会へ教育の内部質保証に関する実績報告
- ⑤教育の内部質保証システムの有効性・効率性の確認

質保証対象：情報環境整備
情報機構会議

情報の内部質保証責任者：
情報機構長
（国際・社会連携・情報担当理事）

◆情報環境整備の有効性の検証

【大学評価基準 4-1】

- ①情報環境整備の内部質保証に関する方針・体制の整備
- ②情報環境整備の内部質保証に係る点検項目の設定
- ③各部門等における自己点検・評価結果の検証、改善計画の検証、改善計画の進捗状況の検証、改善指示
- ④目標計画・評価委員会へ情報環境整備の内部質保証に関する実績報告
- ⑤情報環境整備の内部質保証システムの有効性・効率性の確認

質保証対象：研究
研究推進機構会議

研究の内部質保証責任者：
研究推進機構長
（教育・研究担当理事）

◆研究推進活動の有効性の検証

- ①研究の内部質保証に関する方針・体制の整備
- ②研究の内部質保証に係る点検項目の設定
- ③各部門等における自己点検・評価結果の検証、改善計画の検証、改善計画の進捗状況の検証、改善指示
- ④目標計画・評価委員会へ研究の内部質保証に関する実績報告
- ⑤研究の内部質保証システムの有効性・効率性の確認

質保証対象：国際交流
国際交流機構会議

国際の内部質保証責任者：
国際交流機構長
（国際・社会連携・情報担当理事）

◆国際交流活動の有効性の検証

【大学評価基準 4-2】

- ①国際交流の内部質保証に関する方針・体制の整備
- ②国際交流の内部質保証に係る点検項目の設定
- ③各部門等における自己点検・評価結果の検証、改善計画の検証、改善計画の進捗状況の検証、改善指示
- ④目標計画・評価委員会へ国際交流の内部質保証に関する実績報告
- ⑤国際交流の内部質保証システムの有効性・効率性の確認

質保証対象：産学公連携
産学公連携推進機構会議

産学公連携の内部質保証責任者：
産学公連携推進機構長
（国際・社会連携・情報担当理事）

◆産学公連携活動の有効性の検証

- ①産学公連携の内部質保証に関する方針・体制の整備
- ②産学公連携の内部質保証に係る点検項目の設定
- ③各部門等における自己点検・評価結果の検証、改善計画の検証、改善計画の進捗状況の検証、改善指示
- ④目標計画・評価委員会へ産学公連携の内部質保証に関する実績報告
- ⑤産学公連携の内部質保証システムの有効性・効率性の確認

機構以外

質保証対象：財務運営
財務・施設マネジメント委員会

財務運営の内部質保証責任者：
財務・施設担当理事

【大学評価基準 3-1】

- ◆点検項目の点検（毎年実施）
- ◆各担当業務について評価（認証評価等に合わせ実施）
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

質保証対象：施設・設備
財務・施設マネジメント委員会

施設・設備の内部質保証責任者：
財務・施設担当理事

【大学評価基準 4-1】

- ◆点検項目の点検（毎年実施）
- ◆各担当業務について評価（認証評価等に合わせ実施）
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

質保証対象：管理運営
・総務課
・人事労務課

管理運営の内部質保証責任者：
総務・企画担当理事、財務・施設担当理事

【大学評価基準 3-2～3-4】

- ◆点検項目の点検（毎年実施）
- ◆各担当業務について評価（認証評価等に合わせ実施）
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

質保証対象：図書
附属図書館委員会

図書の内部質保証責任者：
附属図書館長
（教育・研究担当理事）

【大学評価基準 4-1】

- ◆点検項目の点検（毎年実施）
- ◆各担当業務について評価（認証評価等に合わせ実施）
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

質保証対象：情報の公表
・広報課

情報の公表の内部質保証責任者：
総務・企画担当理事

【大学評価基準 3-6】

- ◆点検項目の点検（毎年実施）
- ◆各担当業務について評価（認証評価等に合わせ実施）
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

質保証対象：学生の受入
入学試験委員会

学生の受入の内部質保証責任者：
入試担当副学長

【大学評価基準 5-1～5-3】

- ◆点検項目の点検（毎年実施）
- ◆各担当業務について評価（認証評価等に合わせ実施）
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

質保証対象：監査
監査室

監査の内部質保証責任者：
総務・企画担当理事

【大学評価基準 3-5】

- ◆点検項目の点検（毎年実施）
- ◆各担当業務について評価（認証評価等に合わせ実施）
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

部門等
・教育推進部門会議
・学生支援部門会議
・高大接続・入試センター
・リベラルアーツ・STEAM 教育研究センター

学部・研究科

※学部・研究科の質保証業務は別に定める

（部門等の質保証業務）

◆点検項目の点検（毎年実施）

- ①定量的、定性的なデータの収集・分析
- ②教育・学生支援機構が定めた点検項目に基づく点検
- ◆担当業務について評価（毎年の点検結果をもとに、法人評価、認証評価、外部評価に合わせたタイミングで実施）
- ①自己評価書の作成
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

部門等
・情報セキュリティ委員会
・情報基盤センター

（部門等の質保証業務）

◆点検項目の点検（毎年実施）

- ①定量的、定性的なデータの収集・分析
- ②情報機構が定めた点検項目に基づく点検
- ◆担当業務について評価（毎年の点検結果をもとに、法人評価、認証評価、外部評価に合わせたタイミングで実施）
- ①自己評価書の作成
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

部門等
・基盤研究推進部門会議
・研究プロジェクト推進部門会議

（部門等の質保証業務）

◆点検項目の点検（毎年実施）

- ①定量的、定性的なデータの収集・分析
- ②研究推進機構が定めた点検項目に基づく点検
- ◆担当業務について評価（毎年の点検結果をもとに、法人評価、認証評価、外部評価に合わせたタイミングで実施）
- ①自己評価書の作成
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

部門等
・国際企画部門
・留学生支援部門

（部門等の質保証業務）

◆点検項目の点検（毎年実施）

- ①定量的、定性的なデータの収集・分析
- ②国際交流機構が定めた点検項目に基づく点検
- ◆担当業務について評価（毎年の点検結果をもとに、法人評価、認証評価、外部評価に合わせたタイミングで実施）
- ①自己評価書の作成
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施

部門等
・社会連携センター
・アントレプレナーシップセンター
・地域連携教育推進センター

（部門等の質保証業務）

◆点検項目の点検（毎年実施）

- ①定量的、定性的なデータの収集・分析
- ②産学官連携機構が定めた点検項目に基づく点検
- ◆担当業務について評価（毎年の点検結果をもとに、法人評価、認証評価、外部評価に合わせたタイミングで実施）
- ①自己評価書の作成
- ◆改善計画の策定
- ◆改善計画の実施